

第三者行為(交通事故等)にあったとき

1 警察に届けましょう!



どんな小さな事故でも警察に届けましょう。
「交通事故証明書」がないと、後で損害賠償を請求する際に不利になることがあります。



2 交通事故でケガをしたら、国民健康保険 後期高齢者医療 を使って治療できるの?



交通事故などの第三者行為が原因のケガなどは本来、その治療費を加害者が負担しなければなりません。
しかし、加害者の経済的理由等により治療ができなくなることを防ぐため、国保・後期の「保険証」を使って治療を受けることもできます。

3 必ず国保・後期担当窓口へ届出を!!

国保・後期担当窓口



国保・後期の「保険証」を使って治療すると、その治療費は国保・後期が一時的に立て替えたこととなりますので、後日国保・後期は、加害者にその立て替えた医療費を請求することとなります。
そのため、国保・後期を使って治療したときは、お住まいの保険者(市町村・国保組合)の国保・後期担当窓口へ被害の届け出が義務付けられています。

届出に必要なものは?

『印鑑』『保険証』『事故証明書』が必要です。



4 示談は慎重に!

示談書

国保 太郎
後期 花子

国保・後期担当窓口



国保・後期が一時的に立て替えた医療費については、本来加害者が負担すべきもので、加害者には返還する義務が生じます。
ただし、加害者から返還してもらおう分について、当事者双方で請求しない旨の示談を行えば、国保(市町村・国保組合)・後期高齢者医療広域連合が加害者に請求できなくなり、被害者自身が思いがけない負担を負うおそれがあります。
示談を結ぶ前に、必ずお住まいの保険者(市町村・国保組合)の国保・後期担当窓口へご相談ください。

このような場合も第三者行為となります

- ◆他人の飼い犬にかまれた
- ◆落下物にあたった
- ◆傷害事件に巻き込まれた
- ◆他人から提供された食事で食中毒になったなど



こんなときは国保で治療は受けられません

- ◆勤務中や通勤途中での事故
労災保険の対象となります。
- ◆不法行為(飲酒運転など)による事故
給付制限の対象となり、保険給付が受けられなくなる場合があります。
- ◆示談を済ませてしまったとき
国保・後期に相談なく示談を済ませてしまうと、国保・後期が使えなくなる場合があります。